

＜貸切バス事業者の安全性等に関する評価・認定制度 評価基準(案)＞

資料2 別紙2

大項目	中項目	自己評価項目 (法令遵守事項)	配点	基準点	評価項目 (I. については、上位事項)	配点		基準点	適否の基準									
						点数	合計											
I ・安全性 に対する 取組状況	1. 事業計画等 【休憩・睡眠施設等】	【位置、収容能力】	20	20	(1)乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	40	10											
		【保守、管理】			(2)乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。													
	2. 帳票類の整備、報告等	【(社内の)事故記録】			(1)事故記録が適正に記録され、保存されているか。													
		【(行政への)事故報告】			(2)自動車事故報告書を提出しているか。													
		【乗務員台帳】			(3)乗務員台帳が適正に記入等され、保存されているか。													
		【車両】			(4)車両台帳が整備されているか。													
	3. 運行管理等	【規程】			(1)運行管理規程及び服務規程が定められているか。													
		【運行管理者選任】			(2)運行管理者が選任され、届出されているか。							○運行管理者以外に運行管理者資格を有する従業員がいるか。	1		届出がなされている運行管理者以外に、運行管理者資格を有する従業員がいれば○。			
		【運行管理者研修】			(3)運行管理者に所定の研修を受けさせているか。							○法令で義務付けがない従業員(運行管理者、運行管理補助者以外の従業員)に、基礎講習又は一般講習を受けさせているか。	1		法令で義務付けがない従業員(運行管理者、運行管理補助者以外の従業員)に、基礎講習又は一般講習を受けさせている記録が確認できれば○。			
		【運転者確保】			(4)事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。					○車両稼働実績等に基づき、年間計画等で運転者の採用計画を立てているか。	2		○緊急時のために交替運転者を配置しているか。	1		運転者確保のための措置(採用計画)を下記観点で確認し、妥当性があると認められれば○。一つでも確認できなければ×。 ・過去の車両稼働実績に基づいた計画である ・事業計画に即した計画である ・過去の採用人数を踏まえた計画である		
										○乗務距離による交替運転者の配置基準について、「乗務距離による交替運転者の配置の指針」よりも厳しい社内基準を設定しているか。	1		○乗務距離による交替運転者の配置の指針よりも厳しい社内基準を設定しているか。	1		営業時間(車両が稼働している時間)中に、いつでも交替が可能な運転者を配置している記録があれば○。 「乗務距離による交替運転者の配置の指針」よりも厳しい社内基準が、具体的に確認できれば○。 ＜参考：乗務距離による交代運転者の配置の指針＞ 「改善基準告示」で定められた2日を平均した1日当たりの運転時間の上限(9時間)に相当する乗務距離の上限は、670kmとする(ただし、高速道路における乗務距離に、一般道路(高速道路以外の道路をいう。以下同じ。)における乗務距離を2倍(北海道のみにおいて乗務する場合は1.7倍)に換算したものを加算すること。) 「改善基準告示」よりも厳しい社内基準が確認でき、更に、それが遵守できている場合:3点 「改善基準告示」よりも厳しい社内基準は確認できるが、全ては遵守できていない場合:1点		
		【勤務・乗務時間】 【交替運転者】			(5)過労防止に配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。また、必要な交替運転者を適切に配置しているか。					○拘束時間、休憩時間、運転時間、連続運転時間について、「改善基準告示」よりも厳しい社内基準を設定しているか。	3		○「改善基準告示」の遵守状況を確認するため、一目でわかるように運転者ごとに勤務時間、乗務時間等を管理しているか(デジタル等のデータで個人毎に運転時間等の管理を行っている等)。	1		＜参考：「改善基準告示」の基準＞ ■拘束時間 ・4週を平均し、1週間当たり65時間を超えない(ただし、52週のうち16週間までは、4週平均で1週間当たり71.5時間まで延長可) ・1日の拘束時間は13時間(16時間まで延長可、ただし、15時間超は1週間に2回以内)を超えない ■休憩時間 ・1日の経続8時間以上 ■運転時間 ・2日を平均し1日当たり9時間を超えない ・4週を平均し1週間当たり40時間を超えない(ただし、52週に2、080時間を超えない範囲で、52週のうち16週間までは4週を平均し1週間当たり44時間まで延長可) ■連続運転時間 ・4時間を超えない		
										○対面点呼において、アルコールチェッカーのシステムを導入するなど先進的な点呼を行っているか。	2		○対面での点呼が出来ない場合、モバイル機器によりアルコールチェックを行う等、工夫して対面点呼に準ずるような先進的な点呼を行っているか。	2		「改善基準告示」の遵守状況を確認するため、運転者ごとの拘束時間、休憩時間、運転時間、連続運転時間を一覧表等にして管理を行っている資料が確認できれば○。 訪問審査の際にアルコールチェッカーを現認し、動作確認ができれば○。 ※アルコールチェッカーは、現在、義務化も検討されており、制度構築時には状況を踏まえた評価項目および適否の基準案の検討が必要。 モバイル機器によりアルコールチェックを行っている場合は2点(機器・システムを現認する。) その他の工夫(宿泊先の署名をもらう等)を行っている場合は1点(書面等で確認)		
		【点呼】			(6)点呼の実施及びその記録、保存は適正か。							○乗務記録とチャート紙の整合性が取れているかチェックするための機器・システムを導入しているか。	1		下記のいずれかが確認できれば○。 ・全車両にデジタルを導入し、そのデータにより乗務記録を作成している ・その他、独自の機器・システムで乗務記録とチャート紙の整合性を確認している 下記がすべて確認できれば○。一つでも確認できなければ×。 ・教育が必要な運転者を示した基準 ・運行記録計を活用した教育を実施するための資料 ・当該教育の結果を残した資料 ※教育が日常的・継続的に行われており、その記録が残っていることが必要。			
		【乗務記録】			(7)乗務記録の作成・活用は適正か。							○運行記録計を活用した教育に明確な基準があり、かつ、教育結果を記録しているか。	1		デジタルタコグラフを、目的、活用方法等を明確にした上で一部あるいは全部の車両に導入しており、また、導入後、デジタルタコグラフを活用した教育記録が残っているか。	2		デジタルタコグラフを、目的、活用方法等を明確にした上で、導入し、実際に活用されている書類・データがあれば○。(一部導入でも可)
		【指示書】			(9)運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。					○デジタルタコグラフを、目的、活用方法等を明確にした上で一部あるいは全部の車両に導入しており、また、導入後、デジタルタコグラフを活用した教育記録が残っているか。	2		○従業員全員に対する安全に関する教育実施計画を策定し、定期的に教育を実施しているか。	2		安全に関する教育を行う計画が策定され、従業員全員に対し、半年に1回以上の頻度で少なくとも2年以上、教育を実施している資料が確認できれば○。		
										【乗降時の安全確保】	(10)駐停車禁止場所での乗降を行わず、乗降時の安全確保に努めているか。			○定期的「運転記録証明書」を取り寄せ、事故、違反実態を把握して、個別指導に活用しているか。	1		1年に1回以上の頻度で、全運転者の「運転記録証明書」を取り寄せていれば○。	
		【営業区域】			(11)営業区域を遵守した運送を行っているか。					○事故や災害等への遭遇を想定した訓練を実施しているか。	1		○乗務員に対する救急救命講習を実施しているか。	1		1年に1回以上の頻度で、全乗務員の3割以上の運転者に対し、事故や災害等への遭遇を想定した訓練を実施していれば○。		
										【指導監督】	(12)乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。特に、非常時の対応について、旅客の安全を守るための教育・訓練を実施しているか。			○ドライブレコーダを導入し、取得したデータを基に教育・指導を行っているか。	3		1年に1回以上の頻度で、全乗務員の3割以上の運転者に対し、救急救命講習を実施していれば○。 下記を全て満たせば○。 ・ドライブレコーダを全車両に導入している ・取得したデータを基にした教育を、四半期に一度以上の頻度で実施している	
		【特別指導】			(13)特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。							○法令で定められた診断以外の診断(一般診断)を定期的に受けさせているか。	1		独立行政法人 自動車事故対策機構の「一般診断」を全運転者に対して3年に1回以上の頻度で受けさせていれば○。			
【適性診断】	(14)特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。			○法令で定められた以上の頻度で、適性診断を受けさせているか。	1		独立行政法人 自動車事故対策機構の「適性診断」を65歳以上75歳未満の運転者に対して2年に1回以上の頻度で受けさせていれば○。											

<貸切バス事業者の安全性等に関する評価・認定制度 評価基準(案)>

大項目	中項目	自己評価項目 (法令遵守事項)	配点	基準点	評価項目 (I. については、上位事項)	配点		基準点	適否の基準
						点数	合計		
I	4. 車両管理等	【規程】							
		【整備管理者選任】			(1) 整備管理規程が定められており、これに基づき、適正に整備管理業務がなされているか。				
	5. 労基法等	【日常点検】				○法令以上の厳しい自社基準、または法令で定められた以上の点検項目で点検を行っているか。	1		
		【定期点検】				(2) 整備管理者が選任され、届出させているか。 (3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 (4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。			
	6. 苦情処理	【規程】				○法令で定められた以上の頻度で定期点検を行っているか(3ヶ月点検ですべきことを1ヶ月毎に行っている等)。	1		
		【36協定】				(1) 就業規則が制定され、届出されているか。 (2) 36協定が締結され、届出されているか。			
	7. 保険加入	【労働時間】				○従業員に対し、定期的に労基法、改善基準告示の周知、徹底を行っているか。	1		
		【健康診断】				(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。 (4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正になされているか。			
	8. 関係機関との連携	【社会保険】				○苦情について社内周知体制を確立しているか。	1		
		【任意保険】				社会保険等に適切に加入しているか。 賠償責任保険等(対人、限度額が1事故につき8,000万円を上回るもの。対物、限度額が1事故につき200万円を上回るもの)に加入しているか。			
9. 企業姿勢	10. その他				○ISO10002への適合について、自己適合宣言をしているか。	1			
II	1. 事故の実績				○法令・通達及び関連情報等が速やかに収集・把握できるような体制となっているか。	1			
III	2. 違反(行政処分)の実績				○対人賠償について限度額が1事故につき無制限の保険等に加入しているか。	1			
IV	運輸安全管理状況				○事故、運行の安全にかかわる事件等が発生した場合には、情報を迅速に把握し、関係行政機関、関係部署等に連絡ができるような体制となっているか。	2	20	10	<p style="text-align: center;">次頁の通り 国土交通省自動車交通局 「安全マネジメントの実施に当たっての手引き」 を基に、規模に応じた基準を設定</p>
					○警察署等から安全に関する事項で表彰された実績があるか。	1			
					○自社独自の無事故運転者表彰制度を確立しているか。	1			
					○法令・通達及び関連情報等が速やかに収集・把握できるような体制となっているか。	1			
					○事故、運行の安全にかかわる事件等が発生した場合には、情報を迅速に把握し、関係行政機関、関係部署等に連絡ができるような体制となっているか。	2			
					○運輸安全マネジメントに取り組むために輸送の安全の確保について責任ある体制を構築している。また、運輸安全マネジメントの基本的な方針を策定し、全従業員に周知しているか。	2			
					○安全に対する重点施策を確立し、社内、グループ企業、下請事業者に対する徹底を行っている。また、事故件数その他の具体的な指標を用いて輸送の安全に関する目標を設定しているか。	2			
					○輸送の安全に関する計画を作成しているか。	2			
					○輸送の安全に関する重点施策を実施するための費用支出及び投資、あるいは情報の共有及び伝達を行っているか。	2			
					○事故、災害等に関する報告連絡体制を構築しているか。	2			
○輸送の安全に関する研修等を実施しているか。	2								
○輸送の安全に関する内部監査・チェックを実施しているか。	2								
○輸送の安全に関する業務の改善措置を講じているか。	2								
○輸送の安全に係る情報の公表を適切に実施しているか。	2								
○運輸安全マネジメントを適確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を円滑に進めているか。	2								
II	1. 事故の実績				転覆等の事故、悪質違反による事故が発生していないか。	10	20	10	左記に該当する事故がある場合は0点、無い場合は10点とする(事業規模は考慮しない)。
II	2. 違反(行政処分)の実績				点数が付加されていないか。また、点数がある場合には、累積点数は何点か。	10		0	累積点数が配点を超える場合には0点、配点以下の場合には(配点-累積点数)で求めた得点を加点する(事業規模は考慮しない)。